

用語	定義及び追加説明
(19) 付加保護方策	<p>【包括指針】労働災害に至る緊急事態からの回避等のために行う保護方策（本質的安全設計方策、安全防護及び使用上の情報以外のものに限る。）をいう。</p>
	<p>【追加説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、非常停止装置、機械に挟まれた人の救助手段、エネルギー（電源、エア源など）の遮断および消散（蓄電器などに充電された電圧を放電させる、エア圧を大気に解放するなど）の手段等をいう。</li> </ul> <p>JIS B 9700-2 に、本質的安全設計方策でなく、安全防護でもなく、使用上の情報でもない保護方策として、以下のような付加保護方策の例を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常停止機能</li> <li>・捕捉された人の脱出及び救助のための方策</li> <li>・遮断及びエネルギーの消散に関する方策</li> <li>・機械及び重量構成部品の容易、かつ安全な取扱いに関する準備</li> <li>・機械類への安全な接近に関する方策</li> </ul>
(20) 使用上の情報	<p>【包括指針】安全で、かつ正しい機械の使用を確実にするために、製造等を行う者から、警告表示の貼付、信号装置の設置、取扱説明書等の交付等により提供される指示事項等の情報をいう。</p>
	<p>【JISB9700】使用者に情報を伝えるための伝達手段（例えば、文章、語句、標識、信号、記号、図形）を個別に、又は組み合わせて使用する保護方策。</p>
	<p>【追加説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・残留リスクによる危険性について使用者に警告することが主な目的である。</li> </ul> <p>なお製造者等は、使用上の情報を提供することで「設計上の不備を補ってはならない」とされている。つまり、本質的安全設計方策、安全防護、付加保護方策の手法で技術的に可能な限り安全策を講じておかねばならない。</p>
(21) 残留リスク	<p>【JISB9700】保護方策を講じた後に残るリスク。</p> <p>備考 この規格は次のように区別する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 設計者が保護方策を講じた後の残留リスク</li> <li>－ 全ての保護方策を実施した後の残留リスク</li> </ul>